

押水第一小学校

いじめ問題に関する基本姿勢と基本方針

いじめ問題対応マニュアル

いじめ防止に関する行動計画

いじめ問題に関する基本姿勢と基本方針

宝達志水町立押水第一小学校

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。
- ・いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あるため、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察し、確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、「いじめ問題対策チーム」で行う。
- ・法が定義するいじめには、「好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合」、「軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合」も該当するため、こうした場合も「いじめ問題対策チーム」で情報共有できるようにする。
- ・その際、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応を行うことができる。

1 いじめの問題への基本姿勢

（1）学校を挙げた積極対応を行う。

- ①校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- ②いじめ問題が発生した場合には関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことでいじめの早期の解消を図り、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。

（2）いじめを見逃さない、未然防止に向けた取組を進めていく。

- ①いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
 - ・児童生徒及び保護者が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努める。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童に徹底する。
 - ・いじめられている児童は、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる児童生徒に対しては、毅然とした指導が必要であることを認識する。
- ③「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
 - ・いじめは許されない、いじめる側が悪いということを毅然とした態度で行きわたらせる。
 - ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことを示す。

- ④児童一人一人を大切にできる意識や日常的態度が重要なことを教職員自身が認識する。
- ・教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分認識する。
- ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ・一場面での指導で解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
 - ・いじめの解消は、被害児童に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3カ月は続いていることが条件であることを共通理解する。

2 いじめ問題の把握と対応

- ①定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ・教職員間で、日常的に児童の様子の情報交換に努める。
 - ・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、いじめアンケートを定期的（4，5，9，10，1月）に実施する。
 - ・10月のいじめアンケートについては、児童のみでなく、保護者と児童が相談して記入できるよう家庭に持ち帰り行えるようにする。
 - ・学期1回の面談週間により、各学級担任が個人面談を行う。
- ②いじめを把握した場合、迅速に組織的に対応する。
- ・いじめが起きている、いじめの兆候があることをとらえた場合、早急に生徒指導主事・管理職に報告する。
 - ・早急にいじめ問題対策チームに関係職員を加えた個別対応班を組織して情報を共有し、対応を検討して、迅速に解決に向かって対応する。
 - ・状況により、いじめ対応アドバイザーを活用して対応を検討し、保護者や外部機関と連携して指導する。

3 いじめの特徴と未然防止に向けた基本方針

(1) 現代のいじめの特徴

- ・あらゆる子どもがいじめの対象となりうる。
- ・一人を複数でいじめる。
- ・多数で一方的であり、責任が分散し、罪の意識が低い。
- ・口裏を合わせて事実を否定し、行動はエスカレートする。
- ・人の嫌がることをやらせる。
- ・遊び感覚で執拗に繰り返す。
- ・いじめを受けている者、いじめる者以外に、観衆と傍観者がいる。
 - 観衆…はやし立てる、面白がる。いじめる側の味方
 - 傍観者…自分が標的になることをおそれ、見て見ぬふりをする。

(2) いじめを生じさせない学校（学級）にするための心がけ

① 児童一人一人が楽しく，充実感を味わえる授業づくりを目指す。

- ・学習が遅れている子，進んでいる子への配慮をする。
- ・仲間との関わり合いの場を位置づけるようにする。

それにより，児童が『授業が楽しい，授業が分かる』と感ずることができるようになる。

② 学級（学校）に一人一人を大切にす、いじめや差別を許さない風土を築く

- ・間違えた子を大切にす。
- ・その子がその子なりに頑張っている姿を見つ、賞賛する。
- ・いじめ，差別的な行動に対して，厳しく指導する。

それにより，『いじめ，差別』を否定する姿を事実で示す。

③ 『自分の学級でも』いじめがあるのではないかという危機感を持つ。

- ・児童生徒の日頃の行動を十分に把握する。
- ・児童生徒の行動についての情報収集をする。（悩み調査等の実施）
- ・他の教師からの情報収集に努める。

それにより，児童の日常の変化に気づき，早期発見につなげる。

④ 『児童に自己指導能力』を育てる姿勢を持つ。

- ・自分たちで決定し，仲間とともに協力していく活動を工夫する。
- ・一人一人が存在感のある係活動を工夫する。
- ・教師と児童生徒，児童生徒間に共感的な人間関係をつくる。
- ・自己決定の場を与え，自分の行動を選択して責任をもたせる。
- ・自然体験，ボランティア体験等により，自分の生き方についてふり返る場を持つ。

それにより，児童のよりよい判断，適切な行動をする力を高める。

⑤ 保護者や地域，関係諸機関との連携を深める。

- ・保護者との学級，学年，学校懇談会で情報を共有し，日常の交流を深める。
- ・地域のボランティア，警察，区長，PTA役員等との連携を強化し，地域ぐるみの態勢を確立する

それにより，共通した認識をもち，共通した行動や連携した対応をすることができるようになる。

⑥ 『言語環境』を整える。

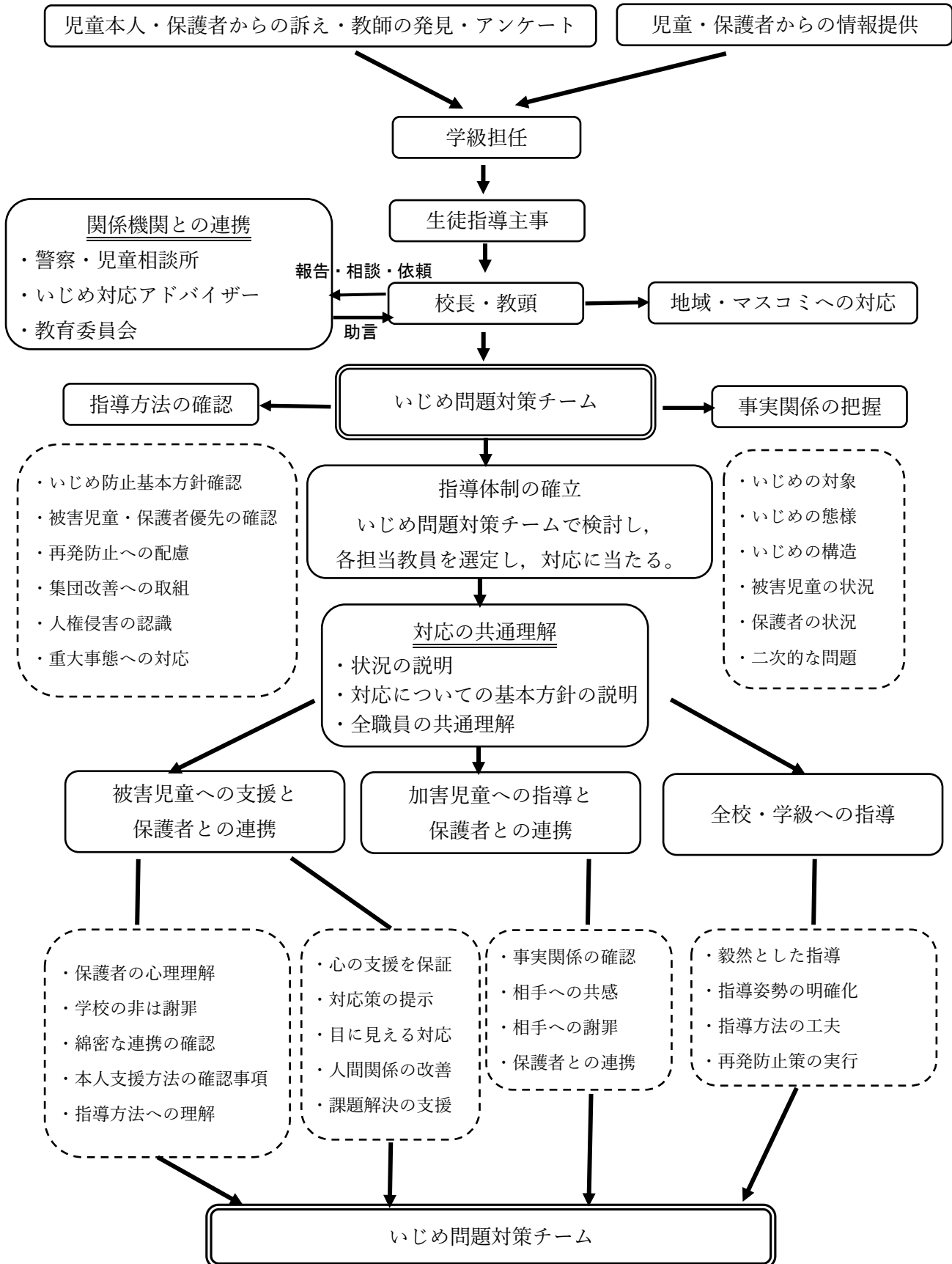
- ・児童同士の言語環境を整備し，学級に温かさをかもし出す。
- ・教師の言語環境を整備し，児童を大切にする姿勢の範を示す。

それにより，児童の日常から適切な言動の意識を高めていく。

平成30年4月改定

1 いじめに対する組織について

いじめ問題対策チームを常設し、いじめ問題に組織をあげて取り組む。



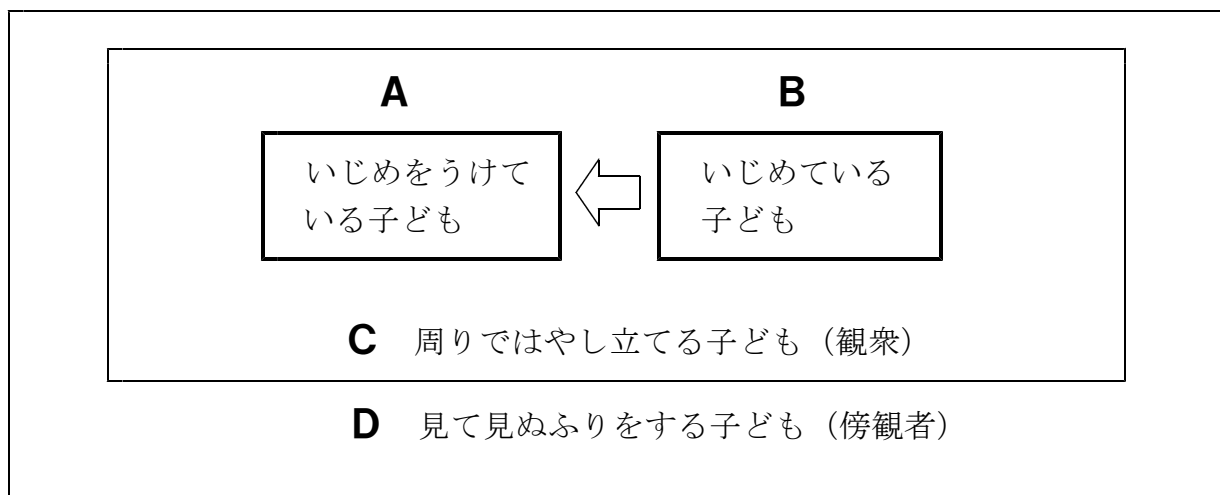
2 いじめの理解

いじめの態様

- ・言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける
- ・集団から無視される
- ・仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
- ・暴力行為を受ける
- ・持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする
- ・お節介、親切の押し付けを受ける
- ・インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる
- ・自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている
- ・たかりをされたり、使い走りをさせられたりする
- ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
- ・部活動で、練習のふりをしてボールをぶつけられる
- ・その他（持ち物を傷付ける）（虚偽のうわさを流す） 等

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできません。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切です。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

3 指導体制の在り方

(1) いじめの問題への取組チェックポイント

指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- 3 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

教育指導

- 4 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- 5 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- 6 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 7 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- 8 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- 9 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- 10 いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- 11 いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- 12 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。

早期発見・早期対応

- 13 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。

- 14 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- 15 いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- 16 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 17 いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- 18 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- 19 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- 20 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- 21 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- 22 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

家庭・地域社会との連携

- 23 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- 24 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- 25 いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- 26 P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

〔平成18年10月19日付け文科初第711号
いじめの問題への取組の徹底について（通知）より〕

4 いじめの発見

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情がさえず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

< 注意しなければならない児童生徒の様子 >

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたづら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

5 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

6 いじめの未然防止の取り組み

- 「あなたも大事 わたしも大事」とする人権意識を高めるため、全教育活動において自尊感情とともに思いやりの心を育てていく。
- 「いじめアンケート」や関連する調査を利用し、児童全員と個人面談を行い教育相談、及び指導を行っていく。

いじめ防止に関する行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ問題対策チーム

① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ問題対策チーム」を組織する。

ア 委員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，教育相談担当，支援員，スクールカウンセラー等。

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定 等

ii 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

ウ 取組の改善

本委員会において、「押水第一小学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生した時の対応のための「個別案件対応班」を組織する。

ア 委員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，教育相談担当，支援員，スクールカウンセラー，関係の深い教職員等。

イ 実施する取組

i 調査方針，分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（複数の教員で，丁寧に対応する）
- ・ 県教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて，警察，福祉関係，医療関係等）

- ii 指導方針の決定，指導体制の確立
 - ・ 学校，学年，学級への指導，支援
 - ・ 被害者，加害者等への指導，支援
 - ・ 観衆，傍観者等への指導，支援
 - ・ 保護者との連携
 - ・ 県教育委員会との連携
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 地域（児童委員，民生委員等）との連携

（２）校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年２回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

（１）計画的な指導

- 学校組織としてのいじめ問題への取組についての評価を年１回以上実施し，速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

（２）いじめの起こらない学校づくり

- 道徳教育，特別活動，人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめの無い学校づくりに向けた指導を位置づけて，組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに認め合える学級」を目指し，学びに向かう集団づくりに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し，一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより，豊かな心を育み，人間としての生き方の自覚を促し，児童の道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して，人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ，社会性，規範意識などを育てるため，自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会活動において，児童同士が助け合う活動を取り入れ，協働的な態度を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が，自他の人権の大切さを認め合うことができるよう，様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないように，教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに，指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに，自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・ 学校ホームページや保護者会、各種便り等で「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめ問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識をもつことなく、いじめられた児童や保護者の身になって真摯に対応する。
- ② 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- ② 学級活動等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。

イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

- ③ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ② 毎月1回、児童に関わる共通理解の場（児童理解の会）を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 教育相談週間を学期毎に1回ずつ設定する。
- ④ 教職員とスクールカウンセラーが連携して対応できる体制を整える。
- ⑤ 児童が安心していじめを訴えられるような調査（いじめアンケート）を設定し、定期的及び随時実施する。
- ⑥ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦ 児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為について反省を促す。

(2) 早期解決のための対応

- いじめ問題対策チームが中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童、保護者への支援

- ① いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ問題対策チームで情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめにかかわる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認める時は、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ問題対策チームが中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ問題対策チームを中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。